

じゃないかという話がある既に流れてたわけです。そういうことを聞くにつけてもいやな感じを受けますので、どうか、その点も今後そういうことがないように、私はしていくべきではないかと、そういう感じを受けるわけです。そのことを一言言っておきます。以上です。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。
これより議案第八十六号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十一陳情第六十二十四号都立川短大を生活科学系大学（四年制）に昇格させるための陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第十二陳情第六十二十五号福生市に非核都市宣言を求める陳情書を議題といたします。
本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十七日から二十七日までの十一日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって明十七日から二十七日までの十一日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、九月二十八日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時二十七分 散会

陳情第六十二—十五号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

(陳情の内容)

福生市に非核都市宣言を求める陳情

(陳情の趣旨)

いま、日本には三十三基の原子力発電所が稼動していると言われています。ところでこの原子力発電所は、稼動率の問題については論議の対象外と言われるほど、効率の悪さが無視されています。そして、発電所の建設から始まる環境破壊、ウラン採掘や事故の発生と被爆、死の灰の廃棄と管理、発電所の廃棄と管理問題が解決されていません。にもかかわらず建設と運転を続ける限り、いやが応でも死の灰と隣合わせで、あるいは被爆され続ける結果が待ち受け、現実には地球規模での汚染が進行していることに着目しておかなければならないでしょう。

ところで、アメリカ空軍横田基地にも小型原子炉が配備されるという計画が今年の春にマスコミを通して発表されましたが、もしそのようなことが現実になると、『日常的な被爆』の危険性にさらされることになります。

核は、その放射性物質そのもの、あるいはそこから生み出される死の灰に対して、私たち人間は無力でしかないことをはつきりと認識しておかなければならないでしょう。そこ

で、もし核戦争が起これば横田基地周辺の私たちはおろか、地球規模での破壊が進行することは明らかです。このことを防ぐには、全世界に五万発もあると言われる核兵器の完全撤廃を実現しなければなりません。合わせて、日々死の灰を生産し続けてその負担を私たちの子孫に負わせようとする原子力発電所をストップさせなければなりません。

いま、私たちは後世にどのような歴史を残すのか、その岐路に立っているのではないでしようか。愚かな人間の利権やエゴによつて、破壊され続けることを止めなければなりません。そこで、住民の健康と暮らしを守るための自治体は、率先して働かなければならないと考えます。

ですから福生市も他の自治体と同じように、『非核都市宣言』をするよう求めます。

昭和六十二年九月十二日

陳情者

福生市福生二二三七 片岡荘二〇一

阪 上 孝 男 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

第三回福生市議会定例会会議録（第十一号）

昭和六十二年九月二十八日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村	正秋君	二番	大森	進君
三番	野口	秀世君	四番	浜中	輝夫君
五番	須釜	亮次君	六番	南木	繁男君
七番	佐藤	慶二君	八番	林田	武君
九番	在原	博君	十番	村野	和一郎君
十一番	松山	清君	十二番	原	敏子君
十三番	遠藤	洋一君	十四番	赤星	行人君
十五番	齋藤	巽君	十六番	井上	寅吉君
十七番	上野	重勝君	十八番	小野沢	久君
十九番			二十番	指田	保雄君

二十一番 東田 正治君
二十三番 仲村 清信君

二十二番 宮沢 良一君
二十四番 村尾元 栄次君

一 欠席議員は次のとおりである。

十九番 堀川 実君

一 欠員は次のとおりである。

昭和六十二年八月二十八日 沼津市議会臨時会 第三回臨時市議会定例会 開会式 行なふ。

第三回臨時市議会定例会 議案第一号

一 議会議事事務局職員は次のとおりである。

議会議事事務局 須崎 進君 議事係長 島田 幸治君
局長 臨時速記事務補佐員 川久保 友子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村 匡雄君

助役 古谷 徳男君

収入役 高水 求君

教育長 森田 猛君

企画部長 内田 和雄君

総務部長 浅見 裕康君

市民部長 小野 光朗君

福祉部長 生子 国利君

建設部長 森田 進君

教育次長 古谷 正夫君

監査委員 田村 一郎君

選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十二年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月二十八日（月）午前十時

日程第一 議案第七十八号

福生市民体育館条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二 議案第七十九号

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第三 議案第八十号

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第四 議案第八十一号

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第五 議案第八十三号

昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第六 議案第八十四号

昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正

予算（第二号）

（審査報告）

日程第七 陳情第六十二—十四号

都立立川短大を生活科学系大学（四年制）に昇格させるための陳情書

（審査報告）

日程第八 陳情第六十二—十五号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

（審査報告）

日程第九 議案第八十七号

昭和六十一年度福生市一般会計決算認定について

日程第十 議案第八十八号

昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計決算

認定について

日程第十一 議案第八十九号

昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計決算

認定について

日程第十二 議案第九十号

昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地

区画整理事業会計決算認定について

日程第十三 議案第九十一号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計決算認定に

ついて

日程第十四 議案第九十二号

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第十五 議案第九十三号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につ

日程第十六 議案第九十四号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につ

日程第十七 議案第九十五号

福生市教育委員会委員の任命につて
下の川改修その一工事請負契約

日程第十八 議案第九十六号

日程第十九 議案第九十七号

都立立川短期大学の生活科学系大学昇格に関する
意見書

日程第二十

閉会中の継続審査申し出につて

日程第二十一

特定事件の継続調査につて

午前十時

開議

○議長（村尾栄次君）

ただいまから昭和六十二年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（村尾栄次君）

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（須崎議会議務局長報告）

一、追加議案の送付につて（別添参照）

二、意見書の受理につて（別添参照）

○議長（村尾栄次君）

以上で報告は終わりました。

○議長（村尾栄次君）

本日の議事運営につては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る九月二十五日開催いたしました議会運営委員会の結果につて御報告いたします。

まず、日程でございますが、本定例会第二日目に各委員会に付託されました案件の審査報告のほか、新たに市長より提出されました議案として昭和六十一年度福生市一般会計決算認定ほか九件と、議会側からの意見書の議案一件であります。次に、日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり、各委員会から提出されました審査報告を付託の順にお願いいたしました。

次に、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、日程第九議案第八十七号については特別委員会を設置し、審査願うことといたしました。日程第十議案第八十八号から日程第十四議案第九十二号までについては、それぞれ所管の委員会に付託し、審査願うことといたしました。また、日程第十五議案第九十三号から日程第十七議案第九十五号までの人事案件及び日程第十八議案第九十六号の工事請負契約、さらに日程第十九議案第九十七号の意見書については慎重審査の上、即決で願うすることと議会運営委員会としては決定しております。

次に、全員協議会であります。理事者からの申し入れ及び議会側の協議事項があり、開催時期については、特別委員会の設置についての議会側の全員協議会は、日程第九議案第八十七号が上程される前までに開催し、そのほかの案件については本会議終了後に開催し協議願うこといたしました。

以上でございますが、本定例会最終日でありますので、本日の会議が円滑に運営されるようお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長（村尾栄次君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いをいたします。

○議長（村尾栄次君） この際、理事者より発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

○教育次長（古谷正夫君） 貴重な時間をいただきました。九月十六日の本会議でございますが、答弁に誤りがございましたので訂正をお願い申し上げます。

訂正の内容でございますけれども、二日目の本会議でございます。補正予算第三号の議案審議における小野沢議員さんの御質問に対しまして、質問でございますが、体育館指導員の職務で「各学校でのスポーツをやっていますが、そういう所へ出張して指導してもらえますか」という質問に対しまして、私から「指導の関係で出張の要望があれば出張して指導する」と申し上げたわけですが、これは職員に出張させるというふうな言葉が具備しておりましたので、次のように御訂正をお願い申し上げます。体育館指導員による出張指導はできませんが、市職員による出張指導については日程調整等により都合のつく範囲内で行います」というふうな御訂正方よろしくお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認め、訂正することに決定いたしました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一議案第七十八号福生市民体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名がございましたので、議案第七十八号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者から説明を受けた後、質疑に入りましたが、特別質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二議案第七十九号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第七十九号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この手当は申請をしなければ受給できないが、資格がありながら申請をしていないために受給されていない方がいるかどうかとの質疑に対し、理事者より、広報等でも知らせて実施しているので漏れはないと思うとの答弁がなされ、その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三議案第八十号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第八十号につきまして、委員会における審査の概要を御報

告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たり理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四議案第八十一号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まず。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名がございましたので、議案第八十一号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この手当は年度途中でも申請はできるかとの質疑に対し、理事者より、そのとおりである旨の答弁がなされ、その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

○議長(村尾栄次君) 何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

○これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第五議案第八十三号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず、総務委員長村野和一郎君。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名がございましたので、議案第八十三号中総務委員会所管分につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、歳入全般につき理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今後の市民税の増額についてどのくらい見込めるかとの質疑に、徴収率も大きく左右するが、四千万円から五千万円程度は伸びると思うとの答弁がありました。

委員より、都市施設整備基金から当初予算に組み入れたものをこの九月で二億円も繰り戻すことには反対であり、もっと積極的に活用すべきではないかとの意見がありました。

委員より、来年の固定資産税の評価がえに対する市の考え方はどうかとの質疑に対し、評価がえは昭和五十八年七月から昭和六十一年六月の間の地価の動向その他を参考とするものであり、ことし十二月ごろには国から当市について額の決定が来るが、今回は一〇％に抑えていくよう鋭意努力中であるとの答弁がありました。

委員より、最近の土地高騰による仮称中福生公園、熊川緑地新設事業の用地買収に対する影響はどうかとの質疑に、両事業とも、この半年で土地価格が三二・五％上昇したため、防衛の補助額の関係から当初計画を一年間延長して昭和六十四年までの三カ年計画で買収を行わなければならないとなった。防衛側の承認を得られたら即買収にかかり、六十三年、六十四年分は土地開発公社で先行取得していきたいとの答弁がありました。これに対し、委員より、工事の設計額の変更等生じないよう昭和六十三年度の計画年次に完成されるよう、場合によってはどちらか一カ所だけでも先に完成されるよう要望が出されました。

委員より、雑入のコミュニティー事業助成金百三十万円は財源振りかえをしているが、来年以降も同様な予算を組むとすれば、今回は増額措置等すべきではなかったのかとの質疑に対し、増額してもよかったが、六十一年度自主防災倉庫十五基を設置したことから、消防署と協議し十五町会にリヤカーを十五台購入したもので、なお来年度も当初予算額程度はお願いしたいとの答弁がありました。

委員より、固定資産税における基準値の考え方、また基準値の変更はあり得るのかとの質疑に対し、最近の近隣の開発状況から見て、福生の基準値の価格が高いようであるので抑えていくよう東京都と折衝中である。また基準値については、今回は福生駅東口の西友前の土地に変更しているとの答弁がなされました。